

情 報 連 絡		2025年10月1日	
宛 先	各 事 業 主 殿	発 信 者	NXグループ健康保険組合 業務ユニット・担当リーダー
件 名	「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」の取扱いについて		

今般、厚生労働省保険局から「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」の文書が発出され、あわせてQ&Aも発出されています。

つきましては、当健康保険組合においては下記のとりの取扱いといたしますので、従業員等への周知をよろしくお願いします。

記

1. 今回の措置の主な内容

被扶養者の認定対象者の年間収入に係る認定要件のうち、その額を130万円未満とするものについて、当該認定対象者(被保険者の配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取扱う。なお、当該認定対象者の年間収入の額に係る認定要件以外の取扱いについては、昭和52年通知と同じにする。

2. 適用対象

令和7年10月1日以降の被扶養者認定および被扶養者の収入確認において適用する。

※令和7年度更新審査(令和6年度の収入調査)では適用しない。

3. 注意事項

当収入要件は認定要件の1つであり、他の被扶養者要件とあわせて審査をおこなうため、当収入範囲をもって認定となるわけではないので、ご留意をお願いします。

また、雇用契約書、給与明細など追加書類の提出を求める場合もあります。

4. 添付文書

令和7年7月4日通知文書「収入がある者についての被扶養者の認定について」
(昭和52年4月6日発出文書およびQ&Aを含む)

5. 照会先

NXグループ健康保険組合 業務ユニット 適用チーム(TEL:03-5962-3769)

以上